

3 高福第 2167 号
令和 3 年 11 月 29 日

各高齢者施設等管理者様

愛知県高齢福祉課長
(公 印 省 略)

高齢者施設等における面会等の実施にあたっての留意点について（通知）

このことについて、令和 3 年 11 月 24 日付で厚生労働省健康局結核感染症課始め 10 課から別添 1 のとおり事務連絡がありましたので、各施設における面会等は、留意点を確認の上、適切な取扱をお願いいたします。

なお、本県では、高齢者施設における感染防止対策のポイントをわかりやすく記載した「高齢者を守る 8 つのポイント」を作成し、広くお示ししてきたところですが、今般の事務連絡を踏まえ、別添 2 のとおり改訂いたしましたので、参考に送付いたします。

各高齢者施設等においては、引き続き、感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

担当 施設グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 7
担当 介護保険指定・指導グループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 9